

教職員のための
虐待対応ガイドライン

[令和 6 年改訂版]

令和 6 年 4 月
飯塚市教育委員会

はじめに

令和３年２月、飯塚市内の小学校に通う児童が死亡する事件が発生しました。本件に関しては、飯塚市としても重大な児童虐待事案であると把握しています。

虐待は、子どもの人権を侵害する問題であり、時に命さえ奪います。飯塚市において、このような痛ましい事件を二度と発生させてはいけません。また、命を奪われないとしても、虐待は子どもの心身の発育・発達、人格の形成に重大な影響を与える行為であり、決して許してはいけません。

しかし、残念ながら全国的に児童相談所への虐待相談・対応件数は年々増加の一途をたどっています。本市においても虐待の通告件数は、小中学校ともに増加傾向にあります。

家庭という密室で起こるため虐待の早期発見は困難です。そんな中、子どもが家庭以外で多くの時間を過ごす学校は、虐待の早期発見・早期対応をしやすい場所であると言えます。そのため、学校等、子どもの教育に携わる教職員には、子どもの発する SOS サインを見逃さず、いち早くキャッチして行動する力、関係機関と連携した迅速で組織的な対応力が求められています。

そこで、平成３１年に作成した「教職員のための虐待対応ガイドライン」の内容を再検討し、令和４年に改訂版を作成しました。さらに、その後の飯塚市や飯塚市要保護児童対策地域協議会の組織改編等の状況をふまえ、内容を改めて見直し、【令和６年改訂版】を作成しました。

今回作成した「教職員のための虐待対応ガイドライン」【令和６年改訂版】が、飯塚市立小中学校等において十分に活用され、虐待への適切な対応に資するよう願っています。

令和６年４月

飯塚市教育委員会

◆ 虐待防止に関する学校・教職員等の役割

児童虐待の防止等に関する法律（以下 児童虐待防止法）第5条第1項の規定には、「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」ことが明記されています。

虐待は、その兆候を見逃さないことが重要です。令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」の第7章「児童虐待」には、留意点として以下のように示されています。

児童虐待への対応は、虐待を受けた経験が、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となります。児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。さらに、児童虐待と関係が深い要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ヤングケアラーなどについても留意し、児童虐待の未然防止に向けた取組を進めることも重要です。

学校は、虐待の兆候を発見した場合、子どもに与える影響をできるだけ少なくするためにも、ためらわず速やかに通告若しくは情報提供を行わなければなりません。

◆ 通告の秘密は守られます

児童虐待防止法第7条の規定に基づき、通告を受けた児童相談所等の職員等には守秘義務が課せられますので、通告の秘密は守られ、通告の内容や誰が通告してきたかなど、通告者を特定させるような情報を保護者等に知らせることは決してありません。

◆ 守秘義務との関係

児童虐待防止法第6条第3項では、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務（児童虐待が疑われる児童を発見した場合の通告義務）の遵守を妨げるものと解釈してはならない」と定めており、虐待に関する情報を児童相談所等に提供しても守秘義務違反とはなりません。

◆ 関係機関相互の連携

虐待への適切な対応のためには、当該家庭に関する情報が関係機関で共有されている必要があります。各関係機関が関わる事例については、支援方針の共有化のために、関係機関相互の情報交換への積極的参加が求められています。

～子どもの変化に気づきましょう～

気づく

「変だな」「おかしいな」と感じる
ような子どものわずかな変化を
見逃さないようにしましょう

◆ 児童虐待とは

児童虐待は、子どもを守るべき親や親に代わる養育者（以下、保護者）が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です。

児童虐待は以下の4種類に分類されます。

（１）身体的虐待

子どもの身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることが多くあります。

（２）性的虐待

性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子どもをポルノグラフィーの被写体にする事等も含まれます。

（３）ネグレクト

心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子どもを遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指します。

（４）心理的虐待

子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子どもが目撃することは、当該子どもへの心理的虐待に当たります。

◆ 虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待は、子どもの心身に深刻な影響をもたらします。その影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」ではいくつかの共通した特徴を次のように紹介しています。

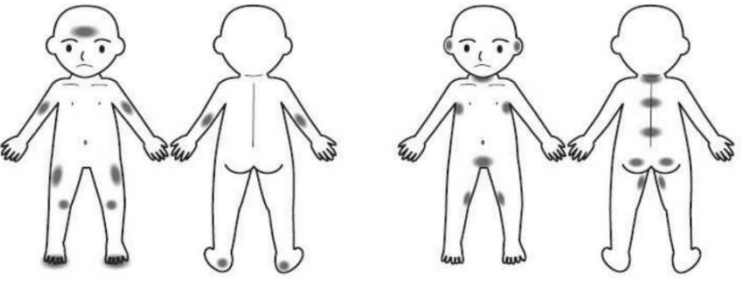
①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります。そのため、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

◆ 虐待に気づくための視点～早期発見のために

(1) 日常の観察などにより、子どもの様子、家庭や保護者の状況を把握する

子どもやその家庭（保護者）の日常の状況を把握してこそ、わずかな変化（異変・違和感）に気づくことができます。また、アンケートへの訴えや放課後児童クラブからの情報提供等、日常的な情報を漏らさず得られるようにアンテナを高くしておく必要があります。

事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。



〈事故でけがをしやすい部位〉 〈虐待によるけがが多い部位〉

出典：文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

(2) 先入観、固定観念にとらわれない

「そんな保護者には見えない」「あんなに元気な子が虐待を受けているはずがない」など、先入観や固定観念、思い込みや鵜呑みが虐待発見の遅れにつながります。

（３）現象面で判断しない

不登校、非行、いじめなどの背景に虐待がある場合があります。子どもの現象面だけを問題視するのではなく、原因等を探り推測することが大切です。

（４）子どもはSOSを出さない

虐待を受けた期間が長い子どもほど、自ら助けを求めたり質問に答えたりしないことが多いと考えておくべきです。

◆ 適切な支援のための視点

（１）「おかしい」と異変・違和感を感じた時から支援は始まる

何とんでも「子どもの命を守る」ことが第一です。わずかなことでも「おかしいな」「変だな」と感じたら、関わりを始めましょう。

（２）連携した支援を

虐待は家庭で起こっているデリケートな問題なので、全体像をつかんでの支援が必要となるため、学校単独ではなく、関係機関と連携した取組により効果的な支援を進めましょう。

（３）通告は、子どもだけでなく「保護者への支援」でもある

通告によって外部の専門機関と協力することは、子どもを守るだけでなく、虐待をしてしまう保護者も支援する有効な手段です。

（４）何を支援するのか

虐待が生じる要因は、保護者の成育歴、家庭の状況、社会からの孤立など様々なものがあります。虐待の要因や背景を知ったうえで、学校がどのような役割を担うのかなど、関係機関とともに協議していくことが大切です。



チェック！

★ 性的虐待について

性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応を必要とします。また、性的虐待の特徴としては、外見적인証拠が見つかることが少なく、子ども自身も事実を否認するケースが多いなど発見が非常に困難だということです。

性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障がい（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。その要因として、加害者と被害者との親密な関係性や、虐待期間が長期に及ぶこと等が挙げられます。

性的虐待の疑いがあるときは、直ちに校長等管理職と共有し、確証が無くてもすぐに児童相談所に通告してください。

◆ チェックリスト等の活用

チェックリスト（例）

年 組 氏名 _____

子どものサイン

- ☐ 不自然なケガ（あざ、やけど等）がある。
または必要な治療がなされていない。
- ☐ 特別な疾病がないのに身体的な発達が遅れている。
- ☐ 表情や反応が乏しく、元気がない。
- ☐ いつもおどおどしていて、何気なく手を上げて身構える。
- ☐ 保護者の前ではおびえた態度になる。
- ☐ 小動物に残虐な行為をする。
- ☐ 急激な体重の変化がみられる。
- ☐ 入浴していない様子がうかがえる。
- ☐ むさぼりつくような食べ方をする。
- ☐ 理由のない遅刻や欠席が多い。
- ☐ 衣服が不潔である。
- ☐ 落ち着きがない、情緒が不安定である。
- ☐ 授業中に集中できず、ボーッとしている。
- ☐ 急激な成績の低下がみられる。
- ☐ 放課後、帰宅したがない。
- ☐ 盗みや嘘を繰り返す。
- ☐ 些細なことで感情的になり、威圧的で攻撃的な態度を示す。
- ☐ 身体的接触や接近を避ける、または逆に好む。
- ☐ 家庭の話をしたがらない。
- ☐ 長期間欠席し、家族とも連絡が取れない。

など

保護者のサイン

- ☐ 家の中が乱雑で不衛生である。
- ☐ 地域で孤立している。
- ☐ 不自然な転居歴がある。
- ☐ 子どもの扱いがハラハラするほど乱暴である。
- ☐ 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする。
- ☐ 子どもに能力以上のことを無理やり教えよう（させよう）とする。
- ☐ きょうだい間で著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしたりする。
- ☐ 子どもの学校生活に無関心である。
- ☐ 教職員との面談を拒む。
- ☐ 母親に暴力を受けた傷がある。 ※DV
- ☐ 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている。
- ☐ 極端ないらだちがあったり、不安定であったりする。
- ☐ 家庭の教育方針やしつけを正当化する、あるいは体罰を肯定する。
- ☐ 甘やかすのは良くないと極端に強調する。
- ☐ 福祉や教育機関との関わりを拒否する。
- ☐ 無断で欠席させることが多い。

など

◆ 要保護児童等への対応

（１）要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童対策地域協議会（要対協と略していうこともあります。）は、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が集まり、その子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するために市町村に設置されている機関です。

飯塚市の要対協は、虐待対応担当課（こども未来部こども家庭課）、生活支援課、教育委員会、学校、児童相談所、医療関係、警察等、児童虐待に関係する多様な機関で構成され、それぞれの専門性を生かした多面的な協議が行われています。

（２）要保護児童とは

「要保護児童」とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことをいいます。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役等の事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい有する子ども等です。また、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことを「要支援児童」といいます。

（３）要保護児童等の確認

年度初めに、要保護児童等の在籍の有無及び要保護児童等の状況を教職員全員で情報共有しておきましょう。また、生徒指導委員会等の校内委員会、年度途中で虐待があり新たに要保護児童等となった場合、要保護児童等が他校より転入した場合には、定期的にあるいはその都度、教職員全員で情報共有しましょう。

（４）要保護児童等の出席状況等の情報提供

要保護児童等について、虐待対応担当課（こども家庭課）から児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由などの情報提供を求められた際は協力する必要があります。

（５）要保護児童等の欠席が続く場合の対応

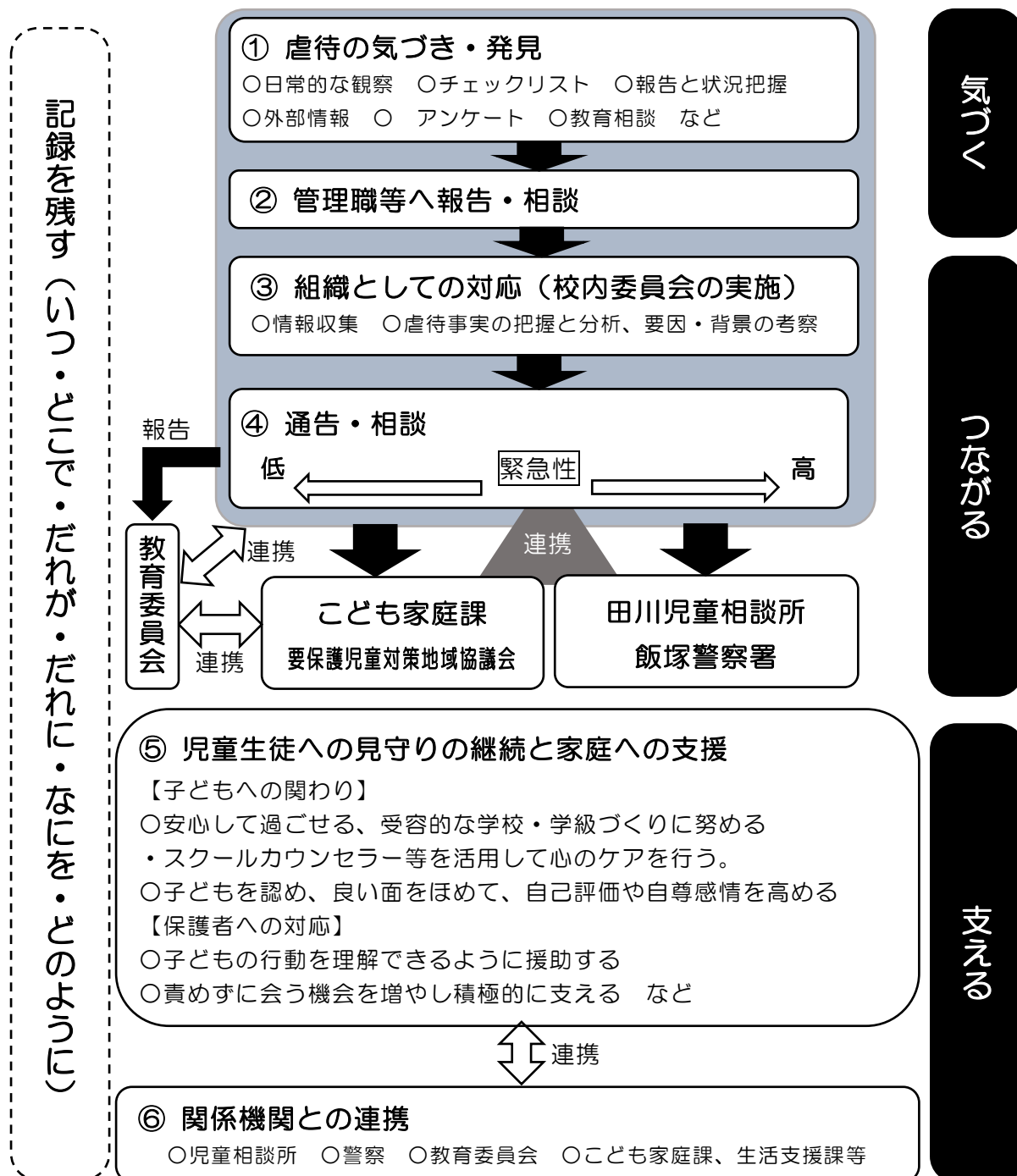
要保護児童等が連続して学校を欠席し、家庭訪問を行っても本人に面会できない場合、欠席する旨やその理由について、保護者等から説明があった場合でも、理由にかかわらず、休業日を除き 7 日以上欠席した場合（不登校等の欠席であり学校等が定期的な家庭訪問により本人に面会ができ、状況把握を行っている場合や、入院による欠席で学校等が医療機関等からの情報により状況把握できている場合を除く。）には、速やかに虐待対応担当課（こども家庭課）や児童相談所に情報提供することが定められています。しかし、状況が急変する可能性もあり、3 日以上欠席が続いた際には関係機関へ情報提供することが望ましいでしょう。

つながる

～一人で悩まず相談しましょう～

虐待の疑いがある場合、通告の義務が優先します
管理職のリーダーシップと支援体制が重要です

◆ 学校における対応の流れ





チェック！

★ 児童虐待と発達障がい

子どもに発達障がいがある場合、保護者は養育上の困難さを感じる事が多く、自分の子育てが間違っているのではないかとという自責の念や不安をもったり、子どもに過度な叱責をするなどの不適切な接し方をしたりすることがあります。保護者が子どもの障がいに気づいていない場合や障がいへの理解が不十分な場合には、虐待へとつながる恐れがあります。



したがって、発達障がいは虐待のリスク要因の一つであるという認識をもつ必要があります。

★ 児童虐待と非行

ネグレクトの結果、食べ物などを万引きする場合があります。子どもの非行や教職員の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社



会に受け入れられていないと感じていることが少なくありません。子どもの行動を保護者が厳しさだけで正そうとすると、子どもはますます受け入れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めてしまうことがあります。その結果、保護者のしつけの厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

★ 児童虐待と不登校

子どもに登校する意思があるのに登校させないなどの虐待もあります。保護者に精神疾患があり、子どもはネグレクト状態で放置されている場合があります。

不登校の中には、子どもが登校を嫌がっているのではなく、「保護者が登校させない」のではという疑いをもつことも必要でしょう。



支える

～関係機関と連携しましょう～

効果的な連携をすすめましょう
関係機関との連携は子どもを守る
ネットワークです

◆ 校内会議の改善

(1) 生徒指導委員会での要保護児童等の状況確認

要保護児童等については、定期的に行われている生徒指導委員会の中で、学校での様子、家庭での様子、出欠の状況等について必ず確認をしてください。

(2) 校内会議へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの参加

生徒指導委員会や個別ケース検討会議等の要保護児童等について話し合われる校内会議には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に参加させるようにして情報共有を図ってください。

◆ 関係機関との連携

(1) 小中の連携

小中で連携して、課題を抱える子どもや保護者に関する情報を共有することは、効果的な支援や虐待の早期発見につながります。

(2) 飯塚市関係部署との連携

学校は、飯塚市教育委員会のみならず、市の関係部署（こども家庭課や福祉関連部署等）及び筑豊教育事務所等と連携し情報の共有を行いましょう。

(3) 民生児童委員、学校医との情報共有

民生児童委員や学校医等の地域との協力関係を構築していきましょう。

◆ 子どもへの支援

(1) 子どもへの相談窓口の周知

教育相談週間を設けたり、アンケートや相談ポストを活用したりするなど、子どものSOSを受け取れるような機会を増やすことも大切です。

(2) 子どもに安心感を与える環境づくり

学校生活が子どもにとって安心できる場となるよう、子どもの様子を丁寧に観察し、整理検討した上で、徐々に通常の学校生活にもどしていけるよう導いていくことが必要です。

（３）教職員との関係づくり

教職員は、虐待を受けた子どもに微笑みや声掛けなど、温かく見守っていることを絶えずメッセージとして伝え続けることが重要です。また、子どもの良い面は褒め、子どもの話をじっくり聞く姿勢を示すことも、子どもの自尊感情を高める上で必要となります。

（４）人間関係を築く仲間づくり

虐待を受けた子どもが友達とかかわっていくとき、弱い立場の子に力を誇示したり、陰でいじめをおこなったりする場合があります。周りの子どもたちにも対等に気持ちを伝えたり、どうしたらトラブルを回避できるのかを考えさせたりする仲間づくりの取組が必要です。

（５）居場所の確保

虐待を受けた子どもが情緒不安定になったとき、個別に落ち着ける場所を準備しておく必要があります。

◆ 保護者への継続支援

（１）保護者を責めない

子どもを虐待する保護者は、保護者自身も同様な成育歴であることが少なくありません。したがって、自身の行為が虐待だと認識していないことがあります。保護者の責任を追及するのではなく、会う機会を増やし、話に耳を傾けることは、保護者にとって気持ちや悩みを話しやすくすることにつながります。

（２）時間をかけて話し合う

保護者の愛情を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があること、理屈や答えが正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、「しつけ」ではなく「虐待」になってしまうことについて理解してもらうことが大切です。



チェック！

★ 通告と守秘義務

保護者が、学校へ通告に関して高圧的な態度で迫る場合があります。しかし、学校は子どもを守るために毅然とした対応が求められています。このような場合「虐待が疑われる場合は、通告することが法律で定められています」と保護者にはっきり伝えることが重要です。また、虐待に関する情報を児童相談所等に提供しても守秘義務違反とはなりません。

★ 記憶より記録

虐待の通告を受けた機関等は、虐待の有無について記録等からも判断します。また、この記録はその後のアセスメントや援助、法的対応にとっても重要な資料となります。そのためにも、時系列で事実のみを客観的に記録しておきましょう。



◆ 子どもの虐待相談機関

○ 児童相談所	田川児童相談所	0947-42-0499
○ 警察	飯塚警察署	0948-21-0110
	飯塚少年サポートセンター	0948-21-3751
○ 筑豊教育事務所	教育相談室	0948-25-4946
	子どもホットライン24	0948-25-3434
○ 保健福祉事務所	嘉穂鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4911
○ 飯塚市	こども家庭課こども家庭相談係	0948-22-5500
	こども家庭課こども家庭相談係（直通）	0948-26-7733
	学校教育課学校人権教育室	0948-22-5500

◆ 虐待に出会った時のQ & A

Q1 虐待を感じた時、どうしたらいいのかわかりません。

A1 一人で抱え込まず、みんなで考えましょう。

虐待されているのでは？と疑われる子どもを目の前にした時、教育に携わる者として、さまざまな迷いや不安が浮かんでくるのは自然なことです。

そんな時こそ、一人で抱え込まず、積極的に同僚や管理職に相談しましょう。虐待の問題は、個人ではなく学校として対応すべき問題です。

Q2 虐待と判断していいのか自信がありません。

担任している子どもから、「お母さんからよく叩かれる」と相談されましたが、子どもの顔や体にあざなどがないので虐待の証明ができません。また、「間違ったらどうしよう」と思うと通告することができません。

A2 虐待かどうかの証明は必要ありません。

教職員が虐待を証明する必要はありません。通告や相談をする際に、虐待が疑われる状況を伝えるだけで十分です。「間違っていたら」という不安や疑うことの後ろめたさを感じる人がいるかもしれません。しかし、虐待が本当だったら、重大な事態を生むかもしれません。通告については、通告者が特定されないようになっているので、専門機関に連絡しましょう。

Q3 保護者との信頼関係を損なうことはありませんか。

子どものお尻に火傷を見つけました。母親のしつけへの熱心さのあまりの行為だと思います。学校は保護者との信頼関係が一番大切だと考えているのでそっとしておきたいのですが。

A3 子どもの立場で考えましょう。

保護者との関係にばかり目を奪われていると、虐待している保護者と同じ目線になってしまい、傷ついている目の前の子どものことが見えなくなります。虐待は、子どもの身体だけではなく、心にも消えない傷を残します。また、子どもの成長にさまざまな影響を与え、次の世代にまで連鎖するほど、大きな影響を受ける子どももいます。子どもの安全や健全な成長を最優先に考え、専門機関に通告しなければなりません。

Q4 保護者からのクレームや怒鳴り込まれるのは困ります。

虐待を通告したら、父親が怒鳴り込んできたと聞いたことがあります。私の学級にも虐待が疑われる子どもがいますが、同じ状況が予想される保護者なので心配しています。

A4 「機関」として組織的な対応を依頼されることがあります。

虐待の通告者は特定されないよう守られていますので安心してください。ただし、学校から通告された児童相談所が、対応の手法上、通告した学校の下承を得て、保護者に「どの機関からの通告をもとに調査しているか」を伝えることがあります。また、児童相談所が「学校から保護者に『虐待を通告した』と伝えてほしい」などと協力を依頼してくることもあります。たとえ学校が通告していなくても、学校は保護者から「通告された」と疑われやすい立場であることは事実です。通告を疑った保護者から、激しく抗議されたり、怒鳴り込まれたりした場合は次のことに留意してください。

保護者が抗議をしてきた場合、①必ず複数で対応します。②「すべて児童相談所の判断であり、学校の判断ではない」と伝えます。保護者と話ができるようなら、③通告義務について説明します。その際、保護者の言い分を聴き、通告された保護者の気持ちに理解を示しながら、②ないし③を繰り返し伝え、児童相談所と十分に話し合うことを保護者に理解してもらいましょう。また、保護者が暴れたり、脅したりする場合は、警察に支援を求めましょう。

外部への支援依頼や相談は、管理職が窓口になることがよいでしょう。

Q5 「通告」は「密告」するようで抵抗があります。

暴力でしつけをされている子どもがいます。教職員という職業柄、家庭のプライバシーに踏み込むようで抵抗感があり、「通告」に躊躇します。

A5 子育てのきっかけづくりと考えましょう。

虐待している保護者のほとんどは、子育ての悩みなどで情緒が不安定になっている場合があります。虐待の背景に保護者の成育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあり、保護者がたくさんの悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、保護者の虐待行為を市や児童相談所に耳打ちすることではなく、子育て支援が必要な保護者や家庭について、専門機関に援助を求めることだと考えてみてはどうでしょう。

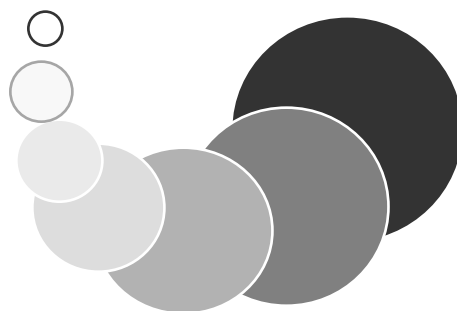
Q6 虐待への対応は学校で判断していいのですか。

A6 虐待への対応は学校のみでは行いません。

虐待への対応や緊急性については、市や児童相談所が判断します。通告者が緊急性は低いと思い込んだために、手遅れになった事例は少なくありません。通告者に虐待の証明、立証責任はありません。学校の役割は、とにかく早く市や児童相談所と連絡をとることです。

参考・引用・資料

- 教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（大分県教育委員会）
- 子どもの虐待対応の手引き（熊本県教育委員会）
- 教職員のための児童虐待対応の手引き（奈良県教育委員会）
- 文部科学省ホームページ
- 厚生労働省ホームページ



◆ 関係法令（抜粋）資料

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋） （平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

（要保護児童の保護措置等）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

飯塚市の子どもをみんなで守る条例（抜粋）
（平成 30 年 12 月 28 日飯塚市条例第 43 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要な事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、次代を担う子どもの命を守るとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待)をいう。
- (4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。
- (5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第 3 条 全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

2 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。

3 児童虐待への対応は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えなくてはならない。

4 何人も、児童虐待を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（基本方針）

第 4 条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本方針により行うものとする。

(1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。

(2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。

（児童虐待に係る通告）

第 11 条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。

（情報の共有）

第 12 条 市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとする。

2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等と共有することができる。

（通告に係る子どもの安全の確認等）

第 19 条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから 48 時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする。家庭その他から児童虐待に関する相談等があった場合についても、同様とする。

2 前項の通告に係る子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

3 市は必要に応じ、近隣住民、警察、児童相談所、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項により、市から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。

5 市は、通告をした者又は相談等をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

（保護者に対する指導及び支援）

第 21 条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

（保護及び支援を行うための指針の策定）

第 22 条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

（守秘義務）

第 27 条 第 12 条第 2 項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。